

消費生活センターとは？

悪質商法、多重債務、架空請求、利殖商法など、契約や取引に関するトラブルについての相談受付、解決のためのアドバイス、斡旋、情報提供を行っています。



契約や取引に関する消費者トラブルに対応するために、様々な法律が定められています。

問題解決のための具体的な対処方法は、トラブルの内容により異なります。事前に、相談に必要な契約書などの書類を確認しておく、スムーズに対応ができますので、まずはご連絡ください。

● 志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町の方からの相談を受け付けています。



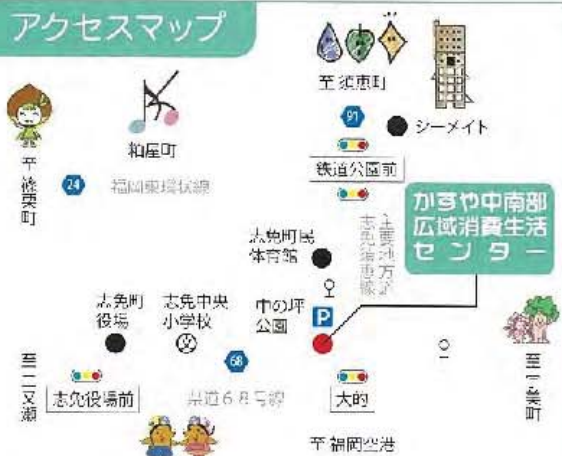
相談無料

秘密厳守

専門の相談員が対応いたします
相談は無料です
個人情報などの秘密は厳守します
一人で悩まずご相談ください



アクセスマップ



交通アクセス

- 西鉄バス 「下志免」下車 ……徒歩3分
「志免体育館」下車 ……徒歩3分
- JR香椎線 「酒殿駅」下車 ……徒歩20分
- 町内巡回バス 「福祉巡回バス」が停まります
- 駐車場 中の坪公園駐車場をご利用ください

この建物の
2階です！



フロア案内図 志免町地域安全安心センター 2階



かすや中南部 広域消費生活 センター

志免町 宇美町 須恵町 粕屋町 篠栗町



開設日

月 火 水 木 金

※祝日・12月29日から1月3日は除く

相談受付時間

10時00分～12時00分 / 13時00分～15時30分
※毎休み:12時00分～13時00分

所在地

〒811-2244 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目10番10号
志免町地域安全安心センター 2階

☎ 092-936-1594

こんなトラブルはありませんか？

困ったときは迷わずご相談を！



高齢の母が、訪問販売で次々と商品を
購入させられている。返品は出来る？

アパート引越後に、高額修繕費を
請求された。



出会い系サイトから突然
請求メールが届いた。

金融商品をすすめられたけど、
大丈夫…？



業者から「床下工事をしないと家が危ない」
と言われ、不安のあまり契約してしまった。

業者の電話勧誘がしつこくて困っている。



子どもが生活製品でケガをした！

ホームページアドレス

[http://www.town.shine.g.jp/site/
kasuyakouik syousen/](http://www.town.shine.g.jp/site/kasuyakouik syousen/)



出前講座実施

無料

各種団体向けに悪質商法の事例や対処法、
また消費生活の基礎知識などの話をします。
お申込みは、当センターでも受付けております。
お気軽にご相談下さい。



トラブルにあってしまったら



ご存知
ですか？

クーリング・オフによる解決方法

クーリング・オフとは、不意打ち的な契約方法に限り、契約をした後でも消費者に冷静に
考え直す時間を与え、期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

※ ご不明な点は、消費生活センターまでお問い合わせください。

クーリング・オフの仕方

1. クーリング・オフ期間の最終日までに
発信します。
2. 「業者の代表者」あてにハガキを書き、
必ず両面コピーして大切に保管します。
3. ハガキは必ず**特定記録郵便・簡易書留**
など、相手方にこの通知が確実に届いた
ことが証明できる郵送方法で送りましょう。

ご注意！



クレジット契約をしている場合
は、販売業者だけでなくクレジット
会社にも通知します。

クーリング・オフ期間

販売方法	期間
訪問販売・訪問購入	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、結婚紹介サービス等)	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	20日間

はがきによる通知書面の例



クーリング・オフが適用されない取引



1. 自分から店に出向いたり、広告を見
て電話やインターネットで自分から
申し込む取引
2. 通信販売(返品対応についての規
定は業者によって異なります。注文
する 前によく確認しましょう)

※この他にも、自動車取引や3000円未満
の現金取引などがあります。